

**光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会（第3回）**  
**議事要旨**

1. 日時

令和6年2月26日（月）13:00～14:10

2. 場所

Web会議

3. 出席者（敬称略）

（1）構成員

新美座長、関口座長代理、江黒構成員、桑津構成員、  
池田構成員（株式会社NTTドコモ）、井上構成員（東日本電信電話株式会社）、  
小林構成員（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）、  
佐々木構成員（一般社団法人電気通信事業者協会）、  
鈴木構成員（ソフトバンク株式会社）、関川構成員（KDDI株式会社）、  
藤本構成員（西日本電信電話株式会社）、鬼木構成員（送配電網協議会）、  
鹿野構成員（東京電力パワーグリッド株式会社）、  
周家構成員代理（関西送配電株式会社）、安部構成員（東日本旅客鉄道株式会社）、  
関口構成員代理（一般社団法人日本民営鉄道協会）、  
伴構成員（西日本旅客鉄道株式会社）

（2）オブザーバ

関係府省：

内閣府規制改革推進室、資源エネルギー庁電力基盤整備課、国土交通省鉄道局技術  
企画課

要望事業者：

株式会社TOKAIコミュニケーションズ、ビー・ビー・バックボーン株式会社

（3）事務局（総務省）

井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、竹内料金サービス課課長補佐、小川  
基盤整備促進課課長補佐、岡本基盤整備促進課係長

4. 議事

（1）公益事業者ヒアリング

- ①東京電力パワーグリッド株式会社
- ②送配電網協議会
- ③東日本旅客鉄道株式会社
- ④西日本旅客鉄道株式会社

（2）意見交換

## 5. 議事の経過

東京電力パワーグリッド株式会社及び送配電網協議会、東日本旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社より規制改革推進に関する中間答申（令和5年12月）に対する意見等について説明が行われ、意見交換を行った。会合の中における主な意見の概要は次のとおり。

### ① 光ファイバ・収容空間情報の開示の対象者や開示のあり方について

- ・ 管路と光ファイバのルート情報等について、NDAを締結した上で最低限の範囲で個別に開示しており、ルートの位置が架空か地中か、道路のどちら側に位置しているか等の詳細情報は開示していない。
- ・ 必要なルートに絞って相対で光ファイバや収容空間等の情報開示を行うという対応については、停電に至るようなリスクを排除した上で、要望事業者が必要とする情報や、セキュリティに関する考え方等が整理でき次第、その可否について検討したい。
- ・ 情報開示の相手方に求める情報管理体制については、第1回会合において、NDAを結んだものの当該事業者が他社に買収されたらどうするのかといった指摘があったところ、本検討会における関係者から意見を踏まえて検討したい。
- ・ 光ファイバ及び管路の情報を他事業者の開示するに当たり、開示する情報の内容によって相手に求める情報管理体制の在り方も変わってくるし、情報開示が可能かどうかも変わってくるという公益事業者の意見は理解できる。電気事業者や鉄道事業者等においては、テロ対策やセキュリティ体制についてしっかり対応しているため、情報開示先の事業者の情報管理体制に対してどのような対応を求めるか示してもらえると参考になるのではないか。
- ・ 光ファイバの稼働率をあげたい一方で、サイバー攻撃等のリスクを抱えているために情報開示については慎重にならざるを得ない点については、どの公益事業者にとっても同じ状況。架空の配線や鉄道のように、目視できる部分の割合が高い事業者とそうでない事業者でスタンスの違いはあるにせよ、条件が合う場合には積極的に貸し出したいという意向は共通していると理解している。
- ・ 架空や線路のように目視できる設備と違い、地中化されている設備の情報開示については、サイバーテロ等に備えて極めて慎重な対応が必要であるだろうから、設備の貸し手側・借り手側の両方になり得る事業者については、関係するグループ企業内でも考え方を整理すべき。

### ② データセンター間のネットワークのニーズについて

- ・ データセンター間のネットワーク構築に係る光ファイバの利用ニーズは非常に増えてきていると感じており、当社の事業エリア外とも接続したいという要望もある。そのため、事業者間連携を行い、より広域でネットワークを構築できるような仕組みを検討中。
- ・ データセンター間のネットワーク構築に関する案件が半数以上を占めている。エリアについては、イーサネット専用線のサービスに関しては数百キロオーダーの長距離回線の契約が多いが、ダークファイバについては特定の地域内のデータセンター間をつなぐ案件が現状においては多くを占めている。

### ③その他

- ・ 整備新幹線敷の光ファイバについては、独立行政法人鉄道・運輸機構が保有しており、鉄道事業用以外の用途（通信用途）で使用することができない。中間答申や検討会の趣旨、加えて地方へのデータセンター誘致活性化を踏まえると、地方における光ファイバ芯線の選択肢が少ない中で、整備新幹線は都市部と地方をつなぐラインになるため、当該芯線を通信用途向での使用可能化に向けた検討を要望したい。
- ・ 今回の要望に関して、日本以外の国への要望の有無、各国の反応、当該国を要望先として選んだ理由、公益事業者側のセキュリティコストが上昇し利用料金も上昇することと情報開示を求めることのバランスに対する考え方について、データセンター事業者に対して確認したい。  
※意見を踏まえ、事務局にてデータセンター事業者に対して回答を求めることとした。

以 上